

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月8日

【会社名】 株式会社エー・ピーカンパニー

【英訳名】 AP COMPANY CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 米山 久

【本店の所在の場所】 東京都港区芝大門二丁目10番12号KDX芝大門ビル9階

【電話番号】 03-6435-8440

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 中井 努

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝大門二丁目10番12号KDX芝大門ビル9階

【電話番号】 03-6435-8440

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 中井 努

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

(第2回新株予約権)	
その他の者に対する割当	1,782,400円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	189,157,200円
(第3回新株予約権)	
その他の者に対する割当	5,942,400円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	630,637,200円

(注) 1. 本募集は本届出書提出日に開催された当社取締役会決議に基づき、インセンティブの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第 1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券(第 2 回新株予約権証券)】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	2,228個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	1,782,400円
発行価格	新株予約権 1 個につき800円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成30年 3 月26日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社エー・ピーカンパニー 財務経理部 東京都港区芝大門二丁目10番12号KDX芝大門ビル 9 階
払込期日	平成30年 3 月26日
割当日	平成30年 3 月26日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 日本橋支店 東京都中央区日本橋室町四丁目 3 番18号

- (注) 1. 第 2 回新株予約権証券(以下「本第 2 回新株予約権」という。)の発行については、平成30年 3 月 8 日に開催された当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第 2 回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 払込期日までに割当予定先との間で本第 2 回新株予約権の総数引受契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第 2 回新株予約権の発行は行われなないこととなります。
4. 本第 2 回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社エー・ピーカンパニー 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	222,800株 本第2回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金841円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	189,157,200円 (注) 当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本第2回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第2回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第2回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第2回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成33年7月1日から平成45年8月25日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社エー・ピーカンパニー 財務経理部 東京都港区芝大門二丁目10番12号KDX芝大門ビル9階 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 日本橋支店 東京都中央区日本橋室町四丁目3番18号
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、平成31年3月期から平成37年3月期までの7事業年度のうち、いずれかの事業年度において、のれん償却前営業利益(当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益の金額に、連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん償却額の金額を加算したもの)が、一度でも16.5億円を超過した場合に限り、割当てを受けた本第2回新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。 2. 新株予約権者は、本第2回新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 3. 新株予約権者の相続人による本第2回新株予約権の行使は認めない。 4. 本第2回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第2回新株予約権の行使を行うことはできない。 5. 各本第2回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第2回新株予約権の全部を無償で取得することができる。 2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第2回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本第2回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</li> <li>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</li> <li>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</li> <li>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</li> <li>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</li> <li>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</li> <li>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</li> <li>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</li> <li>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</li> </ol>

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本第2回新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第2回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本第2回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本第2回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本第2回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第2回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本第2回新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本第2回新株予約権を行使請求しようとする本第2回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第2回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

4. 本第2回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第2回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第2回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、新株予約権の行使により本第2回新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとします。

5. 本第2回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本第2回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	7,428個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	5,942,400円
発行価格	新株予約権1個につき800円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月26日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社エー・ピーカンパニー 財務経理部 東京都港区芝大門二丁目10番12号KDX芝大門ビル9階
払込期日	平成30年3月26日
割当日	平成30年3月26日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 日本橋支店 東京都中央区日本橋室町四丁目3番18号

- (注) 1. 第3回新株予約権証券(以下「本第3回新株予約権」という。)の発行については、平成30年3月8日に開催された当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本第3回新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 払込期日までに割当予定先との間で本第3回新株予約権の総数引受契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本第3回新株予約権の発行は行われなないこととなります。
4. 本第3回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社エー・ピーカンパニー 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	742,800株 本第3回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本第3回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金841円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	630,637,200円 (注) 当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本第3回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本第3回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本第3回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本第3回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成33年7月1日から平成45年8月25日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社エー・ピーカンパニー 財務経理部 東京都港区芝大門二丁目10番12号KDX芝大門ビル9階 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 日本橋支店 東京都中央区日本橋室町四丁目3番18号
新株予約権の行使の条件	1. 本第3回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第3回新株予約権を行使することができず、受託者より本第3回新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本第3回新株予約権者」という。)のみが本第3回新株予約権を行使できることとする。 2. 受託者より本第3回新株予約権の交付を受けた者(以下、「受益者」という。)は、平成31年3月期から平成37年3月期までの7事業年度のうち、いずれかの事業年度において、のれん償却前営業利益(当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益の金額に、連結キャッシュ・フロー計算書におけるのれん償却額の金額を加算したもの)が、一度でも16.5億円を超過した場合に限り、交付を受けた本第3回新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。 3. 受益者は、本第3回新株予約権を行使する時点において当社もしくは当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員であること、または当社もしくは当社の関係会社と顧問契約もしくは業務委託契約を締結している関係にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 4. 受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本第3回新株予約権を行使することができない。 5. 本第3回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第3回新株予約権の行使を行うことはできない。 6. 各本第3回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本第3回新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本第3回新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本第3回新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>

## (注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本第3回新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本第3回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本第3回新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## 2. 行使価額の調整

本第3回新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$



また、本第3回新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第3回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 本第3回新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本第3回新株予約権を行使請求しようとする本第3回新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本第3回新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

### 4. 本第3回新株予約権の行使の効力発生時期等

本第3回新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本第3回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。なお、新株予約権の行使により本第3回新株予約権者が取得する株式に対する剰余金の配当は、会社法及び当社定款の定めにより支払うものとします。

### 5. 本第3回新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本第3回新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

### 3 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
819,794,400	18,000,000	801,794,400

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額(7,724,800円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(812,069,600円)を合算した金額であります。

	発行に際して払い込まれる金額の総額	行使に際して払い込まれる金額の合計額
第2回新株予約権	1,782,400円	187,374,800円
第3回新株予約権	5,942,400円	624,694,800円
合計	7,724,800円	812,069,600円

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 発行諸費用の概算額は、新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。
- 本第2回新株予約権及び本第3回新株予約権(以下「本新株予約権」と総称します。)の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

#### (2) 【手取金の使途】

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社及び当社関係会社(以下「当社グループ」といいます。)の取締役、従業員、経営コンサルタント等の顧問及び業務委託先(以下「当社グループ役員等」といいます。)の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者から本新株予約権の交付を受けた当社グループ役員等の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### (1) 第2回新株予約権

###### a. 割当予定先の概要

氏名	米山 久
住所	東京都八王子市
職業の内容	当社代表取締役社長

###### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社の普通株式2,847,900株を保有しております。
人事関係	当社の代表取締役社長であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在のものです。

##### (2) 第3回新株予約権

###### a. 割当予定先の概要

氏名	小嶋 敏夫
住所	東京都西東京市
職業の内容	税理士 小嶋敏夫税理士事務所 所長

###### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	当社の税務アドバイザーであり、当社の税務に関するアドバイザー業務を行っております。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在のものです。

#### < 信託の内容 >

当社は、当社グループ役員等モチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社代表取締役社長である米山久を委託者(以下「本委託者」といいます。)とし、当社の税務アドバイザーである小嶋敏夫を受託者(以下「本受託者」または「小嶋氏」といいます。)とする下記の3つの時価発行新株予約権信託設定契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結し、時価発行新株予約権信託(以下「本信託」といいます。)を活用したインセンティブプランを実施いたします。

本インセンティブプランは、以下の3つのプランによって構成されます。なお、本インセンティブプランでは、信託A、信託B及び信託Cで交付対象となる新株予約権の数がそれぞれ異なりますが、これは、当社の現在の時価総額と信託A、信託B、信託Cの交付日到来の条件とされている時価総額の差額(それぞれおよそ90億円、240億円、540億円)と、当社の将来の人事採用プランなどを踏まえて、調整を行ったものであります。なお、各信託の交付日の到来にはいずれも確定日の経過と当社の時価総額が一定の金額を超えることの2つの条件の成就が必要となっておりますので、これらの時価総額のハードルを越えずに本新株予約権の行使期間が満了する可能性もない訳ではありません。この場合、本新株予約権は未行使のまま失効し、消滅することとなります。

名称	新株予約権の数	人事評価期間	新株予約権交付日
信託A	2,250個	平成31年3月期 ～平成33年3月期	平成33年7月1日または 当社の時価総額が150億円を超過した日から 6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日
信託B	2,980個	平成34年3月期 ～平成35年3月期	平成35年7月1日または 当社の時価総額が300億円を超過した日から 6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日
信託C	2,198個	平成36年3月期 ～平成37年3月期	平成37年7月1日または 当社の時価総額が600億円を超過した日から 6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日

本委託者は、本インセンティブプランを実施するため、本信託契約の定めに従って、本受託者に対してその手許資金を信託し、本受託者が本第3回新株予約権の総数を引受けるとともに、信託拠出された資金を用いて本第3回新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本第3回新株予約権を取得します。そして、本受託者が取得した本第3回新株予約権は、上記表中の各交付日において、受益者となる当社グループ役職員等(以下「受益者」といいます。)に分配されることとなります(詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。)。但し、委託者は本インセンティブプランの対象となる受益者から除外されています。なお、受益者は、本第3回新株予約権の配分方法が規定される交付ガイドライン(以下「交付ガイドライン」といいます。)に従い、評価委員会によって指名されます。評価委員会は、原則として取締役会の構成員によって構成されますが、当社の取締役に対する評価に関しては、取締役会の構成員の中から、その過半数を社外役員が占めるような形で人選が行われることとされており、但し、本委託者は評価委員会の審議及び議決に参加いたしません。

交付ガイドラインでは、本第3回新株予約権の交付は、年2回の頻度で開催される評価委員会によって決定される、受益候補者全員を対象とした、固定数量の本第3回新株予約権と紐付けられたインセンティブパッケージの付与による方法と、年2回の頻度で実施される当社の通常の人事評価の結果に基づき付与される、受益候補者のうち当社グループの取締役又は従業員を対象としたポイントを各信託の人事評価期間中累計しておき、各人が各交付日までに獲得したポイント数に比例按分する形で本第3回新株予約権を分配するポイント按分による方法に大別されます。

そして、インセンティブパッケージの付与は、特に(i)当社の企業価値の向上について特別な功労が認められた当社グループ役職員等、並びに(ii)新たに入社した当社グループ役職員等のうち今後の当社企業価値向上への貢献が期待される者を対象としております。

なお、当社グループ役職員等のうち当社グループと顧問契約・業務委託契約を締結している者につきましては、このインセンティブパッケージの付与を受けることができることとなりますが、これは例えば原価低減や新規店舗開設などのコンサルタントに対して、単に一般的なコンサルティング報酬などを支払うだけでなく、貢献度という結果を見た上でインセンティブを付与できるようにすることで、結果に対するコミットメントを強める効果を期待しております。

このようにして、毎事業年度に付与されるインセンティブパッケージをそれぞれの交付日において保有している者は、当該交付日に、そのインセンティブパッケージにおいて指定された数量の本第3回新株予約権を交付され、また、毎事業年度に2回付与されるポイントをそれぞれの交付日において保有している者は、当該交付日に、その取得したポイント数に応じて本第3回新株予約権を交付されることとなります。

以上のとおり、当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、一般的に実施されているストックオプションのような、発行時点に対象者の範囲と付与個数を決定する従来型のインセンティブプランとは異なり、(i)インセンティブパッケージ部分においては、現在の当社グループ役員等となる者に対しても同じ条件の新株予約権を使ったインセンティブの配分を行うことを企図して設定されたものであります。また、(ii)ポイント部分においても、人事評価期間中、毎事業年度2回実施される人事評価のプロセスを通じて、その時在籍する当社グループの取締役又は従業員に対して実際の貢献を見たとえで本第3回新株予約権を交付することを期待して設定されたものであります。

即ち、従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、役員等の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、発行後に入社する役員等との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された本第3回新株予約権を、本信託の趣旨に従って人事評価期間中の当社グループ役員等の貢献又は新規採用者への貢献期待に応じて将来的に分配することが可能であり、将来採用される役員に対しても、今後の業績達成条件が達成された場合に見込まれる株価上昇に先立ち発行された、既存の役員と同じ業績達成条件と権利行使価額を持つ本第3回新株予約権の分配が可能となるなど、従来型のインセンティブプランの課題を克服することが可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の本第3回新株予約権を将来の貢献度に応じて当社グループ役員等で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

さらに、本第3回新株予約権には、当社ののれん償却前営業利益に関する業績達成条件が定められております。具体的には、平成31年3月期から平成37年3月期における当社ののれん償却前営業利益が一度でも16.5億円を超過することが必要とされております。当該業績条件の水準は、当社の過去業績(平成23年3月期から平成25年3月期にかけて約3億円のペースでのれん償却前営業利益の成長があったこと)を鑑み、今後毎年約3億円のペースでの業績(のれん償却前営業利益)の向上を維持することを念頭に設定されており、これにより当社グループ役員等の業績達成意欲をより一層向上させ、当該業績目標の達成を通じて、当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待できます。なお、本新株予約権の行使条件としての業績向上を達成できた場合、当社としては、上記信託A及び信託Bの交付日到来の条件となっている時価総額基準を達成することは十分に可能と考えておりますが、これに対して、信託Cは、信託Bの時価総額基準のさらに倍の時価総額基準を設定するものであり、非常に高い条件設定となっております。これは従来の事業の枠に囚われず、業態変更、新規事業の開始あるいはM&Aによる成長なども含めて当社の経営戦略としてより積極的に検討していくことを目指して設定したものであります。

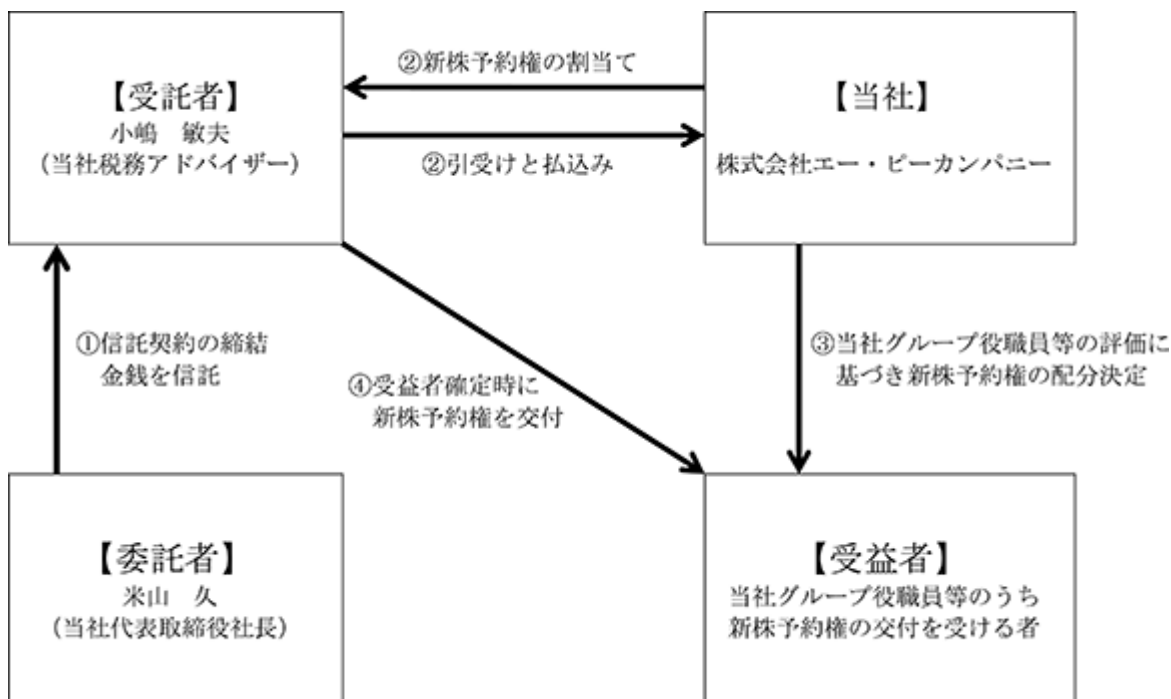
以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

なお、上記のとおり、本第2回新株予約権は当社代表取締役である米山久のみを割当対象としております。これは、本信託の性質上、委託者である米山久だけが本インセンティブプランの対象外となってしまうことや、当社の代表取締役である米山久に対しては、直接に新株予約権を割当てたとしても、十分な貢献を期待することができるものと考えられることを理由とするものであります。当社は、信託を用いた本インセンティブプランと同一の業績目標を行使条件とした有償新株予約権を合わせて活用することにより、当社グループ役員等の全員が当社の結束力及び一体感を高め、より一層意欲及び士気を向上させてくれることを期待するものであります。

## &lt; 本信託の概要 &gt;

名称	時価発行新株予約権信託設定契約
委託者	米山 久(当社代表取締役社長)
受託者	小嶋 敏夫(当社税務アドバイザー)
受益者	新株予約権交付日に受益者として指定された者(受益者確定手続を経て特定されるに至ります。)
信託契約日(信託期間開始日)	平成30年3月16日
本新株予約権の交付日	信託A：平成33年7月1日または時価総額150億円を超過した日から6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日 信託B：平成35年7月1日または時価総額300億円を超過した日から6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日 信託C：平成37年7月1日または時価総額600億円を超過した日から6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日
信託の目的	本第3回新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とします。
受益者適格要件	新株予約権交付日時点の当社グループ役職員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、各人の本第3回新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である平成30年3月16日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されております。交付ガイドラインとは、交付日に本第3回新株予約権を交付する当社役職員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は交付ガイドラインに従って当社グループ役職員等の業績を評価し、本第3回新株予約権の分配を行います。その内容は、上記<信託の内容>記載の通りです。

## &lt; 本インセンティブプランの概要図 &gt;



本委託者である米山久が本受託者である小嶋氏との間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。

当社は、本信託の設定を前提に、本届出書提出日に開催された取締役会決議に基づき、本受託者に対して本第3回新株予約権を発行し、受託者である小嶋氏は、上記で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本第3回新株予約権を引き受けます。そして、本第3回新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本第3回新株予約権を交付日まで保管します。

当社は、交付ガイドラインの定めに従い、人事評価期間中の当社への貢献度等に応じて、当社グループ役職員等に対し交付する本第3回新株予約権の個数を決定する基準となるインセンティブパッケージ又はポイントを付与し、当該インセンティブパッケージ及びポイントの数に応じて各当社グループ役職員等に対して交付すべき本第3回新株予約権の個数を決定します。

本信託の交付日に、受益者が確定し、本受託者が保管していた本第3回新株予約権が受益者に分配されます。

本第3回新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本第3回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該本第3回新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

本受託者が死亡した場合については、信託法第62条第1項に基づき、本信託契約に基づき新たな受託者が選任されることとなります。

#### c. 割当予定先の選定理由

本新株予約権は、中期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社グループ役職員等の意欲及び士気をより一層向上させることを目的として、本第2回新株予約権については当社代表取締役社長である米山久に対して、本第3回新株予約権については本受託者である小嶋氏に対して有償にて発行されるものであります。

本第2回新株予約権の割当予定先として米山久を選定した理由は、本信託の性質上、委託者が受益者となることのできないこと、及びに当社代表取締役社長である米山久に対しては、新株予約権を直接割り当てることにより当社の企業価値向上に対するコミットメントを強めることができると判断したためであります。

また、小嶋氏を本第3回新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本信託では、受託者である小嶋氏の厚意により、受託に際して信託報酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託(商事信託)ではない民事信託では、信託銀行又は信託会社以外でも受託者となることが許容されており、信託報酬が生じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストの額を一般的に安価に収めることが可能となります。

また、業務内容の点から見ても、本信託における受託者の主たる業務は、信託期間中に当該本第3回新株予約権を管理すること、交付日に本第3回新株予約権を受益者へ分配すること及び本信託の維持に係る法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、信託銀行又は信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。次に、小嶋氏は、税理士であるため、本信託の受託者として必要とされる毎事業年度の納税事務を行う能力においても何ら問題はないものと判断いたしました。さらに、小嶋氏は、当社の税務アドバイザーであり、当社への理解及び当社との信頼関係においても十分に信頼に足り得ると判断いたしました。

以上の理由から、当社は、小嶋氏を本第3回新株予約権の割当予定先として選定したものであります。

#### d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、米山久を割当先とする本第2回新株予約権222,800株と、小嶋氏を割当先とする本第3回新株予約権742,800株の合計965,600株であります。

#### e. 株券等の保有方針

本第2回新株予約権の割当予定先である米山久と当社との間において、本第2回新株予約権に係る継続保有の取り決めはございません。

また、本第3回新株予約権の割当予定先である小嶋氏は、本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本第3回新株予約権を、各信託の新株予約権交付日まで保管し、その後、受益者である当社グループ役職員等へ交付することとなっております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が、払込みに要する資金に相当する金銭として、本第2回新株予約権については、米山久名義の預金通帳の写しを入手することにより確認を行っております。

また、本第3回新株予約権については、払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況を、委託者である米山久が当初信託金相当額を保有していることを本委託者の預金通帳の写しを入手することにより確認するとともに、平成30年3月16日に締結される予定の信託契約書案を確認することによって委託者から拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有される予定であることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は平成29年6月29日付で東京証券取引所へ提出した「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する事項2. 反社会的勢力に向けた基本的な考え方及びその整備状況」欄に記載のとおり、反社会的勢力排除のための体制を整備しており、本第2回新株予約権の割当予定先である当社代表取締役社長の米山久は反社会的勢力と一切の関係はございません。

また、当社は、本第3回新株予約権の割当予定先である小嶋氏から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても第三者機関が提供しているデータベース「日経テレコン」を利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査し、小嶋氏が反社会的勢力等とは関係がないことを確認しており、割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、当社から独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人)に本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の回号ごとにそれぞれ以下の条件に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施し、本第2回新株予約権については1個当たり800円、本第3回新株予約権については1個当たり800円として評価結果を算出しております。

#### < 第2回新株予約権 >

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値841円/株、株価変動性(ボラティリティ)38.88%、配当利回り0%、無リスク利率0.317%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額841円/株、満期までの期間15.43年、業績条件)

#### < 第3回新株予約権 >

本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値841円/株、株価変動性(ボラティリティ)38.88%、配当利回り0%、無リスク利率0.317%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額841円/株、満期までの期間15.43年、業績条件)

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、各本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成30年3月7日)の東京証券取引所における普通取引の終値841円を参考として、当該終値と同額の1株841円に決定いたしました。



さらに、当社監査役全員から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当せず適法である旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は965,600株(議決権数9,656個)であり、平成29年9月30日現在の当社発行済株式総数7,427,850株(議決権数72,004株)を分母とする希薄化率は13.00%(議決権の総数に対する割合は13.41%)に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社グループ役員等の一体感と結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める時価総額及び業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

また、本新株予約権の行使により発行される株式の総数965,600株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は約32,000株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
米山 久	東京都八王子市	2,847,900	39.55%	3,070,700	37.60%
小嶋 敏夫	東京都西東京市			742,800	9.10%
MTR インベストメント株式会社	東京都八王子市元八王子2丁目1100-7	675,000	9.37%	675,000	8.27%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	255,000	3.54%	255,000	3.12%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	208,500	2.90%	208,500	2.55%
吉野 勝己	東京都港区	165,000	2.29%	165,000	2.02%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	163,100	2.27%	163,100	2.00%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	99,100	1.38%	99,100	1.21%
大久保 伸隆	東京都港区	78,000	1.08%	78,000	0.96%
エー・ピーカンパニー従業員持株会	東京都港区芝大門2丁目10-12	76,250	1.06%	76,250	0.93%
計		4,567,850	63.44%	5,533,450	67.76%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、平成29年9月30日現在の所有議決権数を、平成29年9月30日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

#### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(有価証券報告書の訂正報告書を含む)及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

#### 2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第16期有価証券報告書の提出日(平成29年6月29日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成30年2月14日提出の臨時報告書)

##### 1 提出理由

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

##### 2 報告内容

###### (1) 当該事象の発生年月日

平成30年2月9日(取締役会決議日)

###### (2) 当該事象の内容

当社は、平成30年3月期第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日～平成29年12月31日)において、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗や閉店の意思決定をしている店舗等、将来の収益性がないと判断した店舗について当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額175,122千円を減損損失として特別損失に計上しております。

###### (3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成30年3月期第3四半期連結会計期間において、下記のとおり特別損失を計上いたしました。

(個別) 24,575千円

(連結) 175,122千円

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月29日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第16期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年7月6日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第17期第3四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6月29日

株式会社エー・ピーカンパニー  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阿 部 博
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 義 仁

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・ピーカンパニーの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ピーカンパニー及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エー・ピーカンパニーの平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社エー・ピーカンパニーが平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年6月29日

株式会社エー・ピーカンパニー  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 阿 部 博

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 義 仁

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・ピーカンパニーの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エー・ピーカンパニーの平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月14日

株式会社エー・ピーカンパニー  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 義仁 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 太基 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エー・ピーカンパニーの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エー・ピーカンパニー及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。